公 示

次のとおり企画提案競技(プロポーザル方式)の募集を行います。

令和6年12月10日

収支等命令者

佐賀県県土整備部建設・技術課長 川崎 文仁

1 業務内容

- (1) 委託業務名 建設業女性活躍ウェブサイト作成及び運営保守業務委託
- (2) 委託内容 別添 1「建設業女性活躍ウェブサイト作成及び運営保守業務委託に係る仕様書」 のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

《単独事業者の資格要件》

(1) 県内企業であること。

県内企業とは、県内に本店を有する者。また、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する 従業員比率が 50%以上の者若しくは県内支店等に勤務する従業員数が 50 人以上の者又は誘 致企業をいう。

- (2) 緊急の打合せ、作業等が必要な場合に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不 渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦まで に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的 に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

《共同企業体の資格要件》

- (1) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
- (2) 共同企業体の代表構成員は、県内企業であり、出資比率が最大の構成員であること。
- (3) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。
- (4) 全ての構成員が、上記単独事業者の資格要件の(2)から(7)の要件を満たすこと。
- (5) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 募集方法

佐賀県のホームページに当該業務のプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

4 実施方法

参加者から提出された企画提案書等について書類によるプロポーザル審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

(1) スケジュール

公募開始 令和6年12月10日(火)

プロポーザル参加申込締切 令和6年12月20日(金)

企画提案書等提出締切 令和7年1月14日(火)

審査会(プレゼンテーション)令和7年1月20日(月)午前

契約候補者決定 令和7年1月21日(火)午後

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。 なお、口頭による質問は受け付けない。

② 提出書類 質問書(様式1)

- ② 受付期間 令和6年12月10(火)~12月13日(金)(必着)
- ③ 提出先 佐賀県 県土整備部 建設・技術課(担当:内田)

住所:840-0570 佐賀市城内1-1-59

Mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

- ④ 提出方法 電子メール、郵送又は持参
 - 電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること(0952-25-7317)。
 - ・ 電子メールの場合は、表題を「質問書(質問者名):建設業女性活躍ウェブサイト作成 及び運営保守業務委託」とすること。
- ⑤ 回答 令和6年12月17日(火)までに質問者に対し、電子メールにより回答する。また、必要に応じ、応募者全員に回答する。
- (3) 参加申込み
 - ① 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(様式2)

- イ 団体概要及び実績書(様式3)
- ウ 誓約書(様式4)※共同事業体の場合は全構成員分提出すること。
- ② 受付期間 令和6年12月10日(火)~令和6年12月20日(金)まで(必着)。期限までに必要書類の提出がなかった場合は、本プロポーザルへの参加は認めない。
- ③ 提出先 上記(2)の③に同じ
- ④ 提出方法 電子メール、郵送又は持参
 - ・ 電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること(0952-25-7317)。
 - ・ 電子メールの場合は、表題を「参加申込(参加者名): 建設業女性活躍ウェブサイト作成及び運営保守業務委託」とすること。
 - ・ 郵送の場合は、簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。
- ⑤ 提出部数 各1部
- (4) 企画提案書等の提出
 - 提出書類
 - ア 企画提案書(任意様式)

別添2の「評価基準」の審査項目を確認の上、提案能力及び業務遂行能力等が分かる ように説明すること。

- イ 見積書(任意様式)
- ② 受付期間 令和7年1月14日(火)17時まで(必着)
- ③ 提出先 上記(2)の③に同じ
- ④ 提出方法 郵送又は持参郵送の場合は、簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。
- ⑤ 提出部数 企画提案書 5部、見積書 1部

- (5) 審査会 (プレゼンテーション)
 - ① 日時 令和7年1月20日(月)午前
 - ② 場所 未定
 - ③ 実施方法
 - 参加申込が多い場合は書類審査を行い、プレゼンテーション参加者の絞り込みを行う。
 - プレゼンテーションの開始時間及び場所は、事前に通知する。
 - ・ プレゼンテーションの時間は、30分程度を目安とする。

(6) 審査

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、 契約締結に向けた手続を行う。
- ② 審査項目は、別添2「評価基準」のとおりとする。
- ③ 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の 点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- ④ 評価点の最も高い最優秀提案者を契約候補者とする。ただし、評価点の最も高い者が2 人以上あるときは、業務遂行能力点が高い者を契約候補者とする。
- ⑤ 契約候補者と以下の理由により契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数 を得た者のうち、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行う。
 - ・ 当初候補者が、本プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき。
 - 当初候補者が本業務の契約締結を辞退したとき。
 - その他の理由により当初候補者との契約締結が不可能となったとき。
- ⑥ 審査結果は、全ての参加者に通知する。
- ⑦ 審査経緯については、公表しない。

5 契約に関する事項

(1) 契約金額

契約金額は、別添業務委託仕様書に記載の委託上限額を超えないものとする。

- (2) 契約内容及び実施条件
 - ① 本業務の契約内容については、契約候補者の提出書類等に記載された内容を尊重した上で、契約候補者との協議により定める。

なお、協議の過程で提案の一部(内容、金額)について変更を求めることがある。

- ② 企画提案書に記載された総括責任者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (3) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

(4) 契約保証金

当該契約に係る 100 分の 10 以上に相当する額。ただし、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結する場合がある。

6 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、提出後の書換え、差替え、追加等は、認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 本プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブル のないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに7の問合せ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

7 問合せ先

佐賀県 県土整備部 建設·技術課(担当:内田)

住所:840-8570 佐賀市城内1-1-59

電話:0952-25-7153

Mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp